

事務連絡
令和4年1月13日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等（12月事務連絡の1.（1）①及び②に掲げる者をいう。以下同じ。）並びにその他の高齢者（以下「一般高齢者」という。）に対して、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示しました。今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用し、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合について、更なる整理を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

については、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。追加接種を速やかに実施していただくために必要となる事項について「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において依頼・周知したので、併せてご確認ください。

なお、先般、当室から12月事務連絡を踏まえた各市町村の取組状況についてアンケートを実施させていただきましたが、本事務連絡を踏まえ、今後も取組状況について適宜、調査させていただきますので、ご了知願います。

記

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について

市町村及び職域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者（以下「その他の一般の者」という。）に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過しているその他の一般の者に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

以上